

# 教育行政について

## ① 県内の教職員による不祥事について

県内の教職員による不祥事が立て続けに起こり、教育現場に不安を起していることに対し遺憾に思います。今回の連続して起こった事案はいずれもわいせつ・セクハラ事案で、わいせつ事案がどれだけ生徒、保護者の心を傷つけているかは想像できません。

県内の教職員による不祥事事案の中で、わいせつ・セクハラ事案について、わいせつ行為に対して厳正な処分を求めた平成19年3月22日付の本県指針制定後の懲戒処分件数を示し、その事案についての県教委の処分をお示しく下さい。

ところで、平成19年に鹿屋市で起きた、元校長によるセクハラ事案については刑事事件としては2度不起訴処分となったにもかかわらず、原告が起こした約1670万の賠償を求める民事訴訟において高裁においては鹿屋市教委に141万2300円の支払い、訴訟費用は原告負担としたもので、原告は最高裁に上告したものの棄却されています。この事案における地裁、高裁はセクハラの有無についてセクハラの実を認めた内容となっていますが、元校長は7年間無実を訴えております。この事案については今議会に真相究明を求める陳情書

が出されましたが、陳情の審査になじまないということで委員会での負託が見送られたと聞いています。

私は、今回の事案については荒れた学校の立て直しに現場で一生懸命頑張っている先生に対して市教委、県教委としての十分な調査、聞き取りがなされたのか疑問に思います。ところで、ここ10年間の県内のわいせつ、セクハラ事案については当事者はすべてその事実を認めています。元校長は一貫して否定しております。また、民事裁判において、元校長は否認しているにもかかわらず、鹿屋市教委は何故民事の判決の中で、校長によるセクハラの実事があったことに対して、控訴、上告していないのか納得できません。学校現場において、校長は自校の教頭以下すべての先生に対して責任を持ち、先生方を守る立場にあります。一方、市教委、県教委は現場の校長に対し、責任を持ち、守る立場にあります。社会で上に立つ者は、部下の人間性や日々の仕事ぶりをみて、しっかりと守ってあげなければならないと思います。

この事案についてある高校の先生が動いていることに対し、何か意図的なものを感じます。無実を訴え、自らも年頃の子供と妻を抱える元校長の姿に県教委としての冷静な対応が望まれます。

ところが、県教委はこの事案を民事の判決を受けて、在職中の事件として懲戒免職処分に相当するとして、元校長に対し、退職金返還命令を出したとされています。今回の事案について県教委は十分な調査も含め、適切に対応されたものかお伺いします。

元校長は今回の事件について天地神明にかけて無実と話されています。これまで、校長は精神的に不安定であった自分の教え子を思い、問題を大きくしたくないとの強い思いをもっていたとも聞いています。刑事事件で不起訴となり、弱い側に利する民事訴訟の判断が真実なのか大変疑問に思います。民事はどちらかと言えば調停的な役割をするところで、今回、女生徒や元校長の人権まで踏みにじるような問題に発展したことに私は一部の組織の意図さへ覚えます。この事件は、精神的に不安定な女子学生の小さな嘘から始まり、その嘘を見破れなかった元担任教師等の浅はかな判断によって作られた冤罪事件と思っています。いつか真相が白日のもとにさらされる日が来るものと信じます。

難しくなっている教育現場で一生懸命頑張っている先生や管理職の思いにもっと親身になって応えるべきと思いますが見解をお伺いします。